

令和6年農作業安全ポスター・デザインコンテスト実施要領

1. 表彰行事の名称

令和6年農作業安全ポスター・デザインコンテスト

2. 目的

近年、農業就業人口が減少する中、農作業死亡事故者数は年間250件前後で推移しており、農作業事故防止に向けた対策を強化し、事故件数を減少に転じさせることが極めて重要な課題となっている。

このため、農作業安全に対する国民意識の醸成及び効果的な推進を図ることを目的とした農作業安全ポスター・デザインコンテストを開催することとし、優秀な作品についてこれを表彰するとともに、農林水産大臣賞受賞作品については、農林水産省で作成する農作業安全研修の受講促進のポスター・デザインに採用する。

3. 実施主体

農林水産省、(株)日本農業新聞

4. 表彰点数

| | |
|---------|---------------------------------|
| 農林水産大臣賞 | 1点(賞状、農林水産省で作成するポスター・デザインとして採用) |
| 農産局長賞 | 1点(賞状) |
| 日本農業新聞賞 | 1点(賞状) |
| 入賞 | 10~20点 |

5. 応募要件

テーマ『学ぼう！正しい安全知識～機械作業の安全対策～』

農作業死亡事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が全体の63.9%と高い状態が継続していることから、機械作業対策の強化が必要。

過去の都道府県別の農作業事故死者数と都道府県の農作業安全研修の実施状況について分析すると、より多くの農業者に対して研修を実施した都道府県の方が平均死亡者数の減少が大きくなっている。

のことから、ポスターは都道府県や市町村やJA等の農作業安全を推進する機関が実施する農作業安全研修の受講を促す内容とし、必要に応じてシートベルトの着用といった機械作業の安全対策を促す内容を加える等、農業者の安全意識が高まるデザインとすること。

また、ポスターを目にした農業者等が農作業安全に改めてしっかり取り組もうと感じ、家族や他の農業者にも注意を促したくなるような内容のポスター・デザインとすること。なお、未公表でオリジナルのものに限る。

| | |
|-------|--|
| 募集対象 | 絵画・イラスト・CG・写真などの平面作品 |
| 応募資格 | 制約なし |
| 応募点数 | 制限なし(ただし、作品1点につき、必ず応募用紙1枚を記入すること) |
| 作品サイズ | 応募作品は必ず「A4又はA3サイズ・タテ」で応募すること。 なお採用された作品は「A2サイズ・タテ」で印刷・掲示するの |

でA2判で印刷されることを想定したデザインにすること。

6. 応募

応募しようとする者は、応募作品とともに別紙の応募用紙に必要事項を記入し、作品とともに下記の応募先へ郵送又はメールにて提出するものとする。メールで応募する場合、容量の上限は7MBまでとし、それを超える場合は電子媒体（CD-R等）で郵送にて提出すること。

応募先住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農産局技術普及課内

ポスター・デザインコンテスト事務局担当 宛

応募先アドレス：poster@maff.go.jp

7. 応募期間

令和6年5月13日（月）～8月13日（火）（当日消印有効）

8. 審査

表彰の候補を適正かつ円滑に選定するため、農作業安全対策に関し学識経験等を有する委員等で構成する審査委員会を設置する。

審査委員会の委員は、農林水産省農産局長が委嘱するものとする。審査委員会の長（以下「委員長」という。）は、委員の互選によりこれを定める。

審査委員会は、コンテストの応募テーマに照らして審査し、表彰の候補を選定する。

その他、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定めるものとする。

9. 受賞作品の公表

受賞作品は、本年9月以降に農林水産省ホームページにて公表することとする。なお、受賞作品の公表に当たっては、受賞者の住所（都道府県名のみ）及び氏名（ペンネーム可）を併せて公表する。

10. 表彰式

- (1) 「農林水産大臣賞」、「農産局長賞」及び「日本農業新聞賞」受賞者を対象に表彰式を行う。
- (2) 上記以外の受賞者に対しては、ホームページでの公表をもって表彰に代えることとする。

11. 受賞作品の活用

農作業安全対策の推進に資するため、農林水産大臣賞受賞作品については、農林水産省が作成する農作業安全啓発ポスター・デザインとして採用する。また、受賞作品については、農林水産省のホームページや日本農業新聞紙面に掲載するなど、広く紹介する。

12. 注意事項

- ・ 応募に際して事実関係の誤認を含む作品や、誤った表現に注意すること。
- ・ 応募作品は、応募者又は応募者が本コンテストに応募することについて同意した者が、自らの着想に基づき制作した未発表のものに限ることとする。
- ・ 知的財産権など第三者の権利を侵害するものは、応募作品とすることができない。第三者の知的財産権を侵害する疑いのある作品については、審査結果後であっても受賞を取り消すことがある。

- ・ 入賞作品に関する一切の知的財産権（著作権法第27条及び第28条に定められる権利を含む。）は農林水産省に帰属することとし、応募者は、農林水産省が入賞作品に関して行う、利用、管理、処分等の行為について、著作者人格権を行使しないものとする。
- ・ 応募作品について、著作権等に関する争議が生じた場合、農林水産省は一切責任を負わない。
- ・ 写真を使用し、人物が被写体となっている場合、あらかじめ被写体の方の承諾を得て応募すること。
- ・ 応募者は、作品を折り曲げたり丸めたりせずに送付すること。
- ・ ポスター作成の際、受賞者と相談の上、オリジナリティを損なわない程度に修正・補作することがある。
- ・ 審査状況や審査結果に関する問合せには応じられない。
- ・ 応募作品の返却は行わないこととする。

担当：農林水産省農産局技術普及課内
農作業安全ポスターデザインコンテスト事務局
TEL:03-6744-2111（直通）
e-mail: poster@maff.go.jp